

油入機器のPCB仕分けをサポート！

～PCB廃棄物は平成39年3月までに自ら処理するか、処分を委託しなければなりません「PCB特別措置法」～

- ・ PCB廃棄物とは、特別管理産業廃棄物として処理しなければならないものです。
- ・ 高濃度PCB廃棄物とは、昭和47年以前に製造され、意図的にPCBを使用した機器です。
- ・ 微量PCB廃棄物とは、非意図的にPCBに汚染された機器で、その判別には分析が必要です。

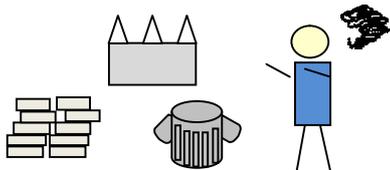
サポート概要

キューヘンでは、油入機器がPCB廃棄物かどうか判別するための、仕分けをサポートしています。また、微量PCB混入の可能性がある場合は微量PCB分析を実施し、PCB廃棄物に該当する場合は各自治体への提出が必要となる「PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の作成代行、PCB廃棄物を処分する場合は、収集運搬業者の選定も行っています。

下記のような場合はご相談下さい。

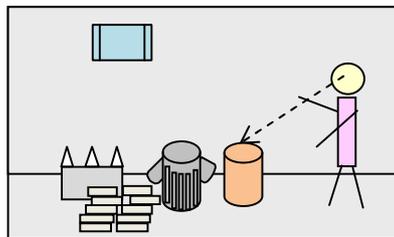
ケース①（保管物）

- ・ 蛍光灯の安定器を保管しているがPCB廃棄物かどうかの仕分けに手間がかかる
- ・ 高濃度PCBとして保管しているPCB廃棄物の中に、微量PCB廃棄物が混在していないか確認したい



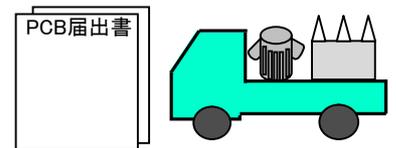
ケース②（廃棄物）

- ・ 施設の解体時等に発生する油入機器の中にPCB廃棄物が含まれていないか確認したい
- ・ 蛍光灯本体取替時や施設解体時に、安定器が出てきた



ケース③（その他）

- ・ PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書を作成したい
- ・ PCB廃棄物を処分したいが、収集運搬業者はどこに頼めばいいかわからない



資料調査・現地目視調査

届出書作成代行
収集運搬業者選定

お客様メリット

メリット①

- ・ PCB廃棄物かどうかの煩わしい判別作業を自ら行う必要がない
- ・ 対象機器の仕分けを行い、高濃度PCBと微量PCBを判別することで、PCB処分費用を削減できる

処分費用
高濃度PCB > 微量PCB (1/10程度)

メリット②

- ・ PCB廃棄物の誤廃棄リスクをなくす

メリット③

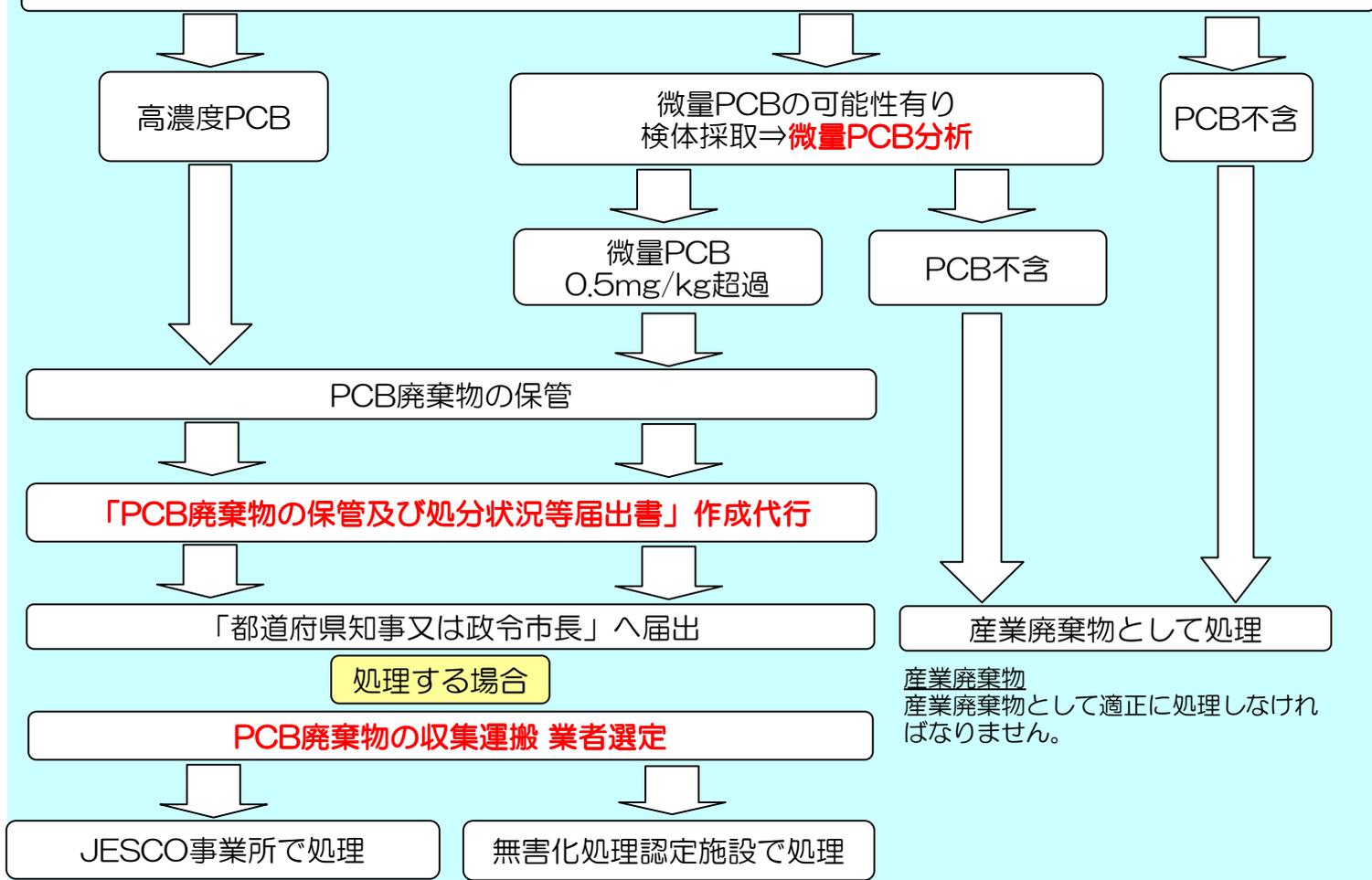
- ・ 煩わしい書類の作成、収集運搬業者選定を自らおこなう必要がない

PCB廃棄物処理フロー

油入機器（保管物・廃棄物）



油入機器のPCB仕分け(資料調査・現地目視調査)



高濃度PCB廃棄物

日本環境安全事業(JESCO)が運営する全国5ヶ所の化学処理工場での処理が義務づけられています。平成39年3月まで処理期限延長になりましたが、環境省の意向として高濃度PCBに関しては、平成28年7月までの処理が求められています。

微量PCB廃棄物

平成22年6月より認可された事業者から焼却処理が開始されています。なお、PCB請負範囲は処理業者により異なります。

弊社サポート(赤字)

お問い合わせ先

キューヘンでは絶縁油中のPCB分析に関して数多くの実績があります。
油入機器の仕分け、PCB分析はキューヘンにお任せください！

